

かのや 農業委員会だより

— 食と農は生命の源である —

回 覧

No. 19

令和5年12月発行
鹿屋市農業委員会事務局
(代表) ☎0994-43-2111
(直通) ☎0994-31-1131



【写真】「細山田馬掛地区の稲刈り風景」 串良町

目 次

- | | |
|--|---|
| * 発刊に寄せて・・・・・・・・・・ 1 P | * 農業委員会の取り組み・・・・・・ 7 P |
| * 農業委員及び農地利用最適化
推進委員の紹介・・・・・・・・ 2～3 P | * 農業委員会、市農政課からのお知らせ
・・・・・・・・・・・・・・・・ 8～9 P |
| * 「地域計画」の策定について・・ 4 P | * 標準賃金・賃借料金について・・ 10 P |
| * 地域農業を担う農業者たち・・ 5～6 P | * 助成金交付事業・農業者年金・
全国農業新聞・・・・・・・・ 11 P |

/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/



発刊に寄せて

鹿屋市農業委員会
会長
木場 夏芳

農業委員会だより第19号の発行にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様方には、日頃より鹿屋市農業委員会の活動につきまして、ご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、本市の農業・農村を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化、後継者や担い手の不足、鳥獣被害等による荒廃農地の増加が喫緊の課題となっております。

また、ロシアによるウクライナ情勢に伴うエネルギー価格、肥料、飼料等の価格の高騰等、農家の皆様にとっては非常に厳しい状況が続いております。

こうした中、国は令和4年5月に農業経営基盤強化促進法の一部を改正し、地域の将来の農業の在り方、将来の農地の効率的且つ総合的な利用に関する目標（目標とする農地利用の姿を示した地図を含む）を定めた「地域計画」を策定することとしています。

これを踏まえ、鹿屋市農業委員会では「地域計画」策定に向けたアンケートによる農地の意向調査を実施し、農地所有者、耕作者の10年後を見据え守るべき農地を中心的经营体に任せるため、今後、「地域計画」策定の基礎資料となる「目標地図の素案作成」や「話し合い活動」等を実施していく予定であります。

農業委員・農地利用最適化推進委員は農地を守り、今後も農家の良き相談役として、本市の農業振興のために職務を全うして参りますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶にかえさせていただきます。

農地利用最適化推進 のための委員会活動を 実施して参ります。

目的は

- 担い手への農地の集積・集約化
- 遊休農地の発生防止・解消
- 新規参入等の促進

農地の貸し借りを口約束で行うと後々トラブルになることがあり、それを未然に防ぐために、農業委員会では、規模拡大により経営改善を目指す農業者に対する農用地の利用集積、作付地の集団化などを進めています。このことで、農家台帳に権利内容等が記載され、内容等をすぐに確認することができます。また、新たな遊休農地の発生を防ぐことにもつながります。

今後も農地の取得や貸し借り等、農地に関する相談は、農業委員、農地利用最適化推進委員へご相談ください。

農業委員

の紹介



鹿屋地区

輝北地区

吾平地区

串良地区



園田 誠
45-2708

瀬戸野・柏木・重田・高隈
中央・上別府・柚木原・谷田・
飯屋・大堀・黒坂



木場 夏芳
44-6208

吉ヶ別府・上祓川・祓川



郷原 實行
44-1240

下祓川・札元・笠之原・新川・
寿・古削城・本町・朝日・向江・
共栄・北田・大手・西大手・
曾田・白崎・打馬・王子



藏ヶ崎 俊光
44-7454

下堀・田淵・横山・大始良



榎原 辰夫
49-2182

星塚・飯隈・萩塚・南・池園・
獅子目



本田 淳子
43-1944

野里・高須・浜田・永小原



畠井 孝二
44-6666

川東・川西・田崎・永野田・
名貴



西ノ原 敏男
44-7200

上谷・西原・大浦・郷之原・
今坂・西祓川・新栄・新生



中塩屋 均
44-2238

花里・根本原・有武・小薄・
高牧・花岡・海道・白水・古江・
古里・船間・天神・上野・
小野原



寺下 幸弘
43-4833

東原・旭原



田村 利秋
62-2301

伊集院・花鎌・土持・更栄・
矢柄・上矢柄・上辰喰・辰喰・
栄・上栄・東西・昭栄・共栄西・
共栄中・共栄東・共栄東上・
鳥之巢



田中 次男
090-9076-9024

高松・立小野・堂園・馬掛・
新中堀・外堀・共和・更和・
共心・生栗須・平瀬・下之
段・竹下堀・入部堀・東新堀・
西新堀・新栄・東新町・西
新町・東共心・下中・中野・
山下



倉田 雪男
63-6658

宮之下・愛ヶ迫・永和・岡
崎上・岡崎西・堅田・鶴龜・
江口迫・上之馬場・上之馬
場下・諏訪下・緑ヶ丘・和田・
下小原南・下小原北・大坪・
白寒水



新原 晃憲
486-0739

歌丸・宇都・名主段・白別府・
樽久保・諏訪・愛宕・風呂段・
岳野・一番郷・二番郷・西原・
本町・和泉ヶ野・堂平・坂宮・
影吉・上平房



上野 輝男
485-1536

仏山・朝倉・八重山・上方・
下方・辰喰・宮園・久木野々・
上沢津・下沢津・上場団地



有村 隆
485-1856

柏木・日新・谷田・浮牟田・
徳留・飯屋・福岡・中平房・
下平房・三原・竹下



村山 みつ子
63-6387

大迫・中山上・中山下・
十三塚・中山原・県営住宅・
大久保段・中宿・塩塚・松
崎・城ヶ崎・下方限・柳谷・
永峯



泊 義秋
63-6095

中郷・下大塚原・上大塚原
上・上大塚原下・新大塚原・
星ヶ丘・下甫木・中甫木・
富ヶ丘中央・吹上田・桜ヶ丘・
平和



堀之内 節子
58-7025

門前・鏡原・角野・東原・
上車田・下車田・鈴屋敷・
永山・筒ヶ迫・平瀬・萩崎・
上西目川路・下西目川路・
今吉・堀木田・鶯・白坂・
石場・西迫・新地・中福良



福元 康光
58-7140

赤野・寒水・寺ヶ迫・持田・中
尾・上町・下町・中町・西横町・
上屋敷・宮前・町園・原田・坂
下・益田・希望ヶ丘・麓中・麓東・
麓西・梅上・梅下・坂元・川上・
名主・池久保・川西中・真角・
川北・茶田・樋之口・末次・井
神島・論地・原口



大園 和幸
58-8597

大川・永野牧・神野西・神
野東・市之渡・横井坂・砂ヶ
野・水流・黒羽子・荷掛・木浦・
木場・真戸原・金山・立元・
上苦野・下苦野・苦野・平前・
大牟礼

農地利用最適化

推進委員の紹介



鹿屋地区

輝北地区

吾平地区

串良地区



徳田 潤一
45-2598

瀬戸野・柏木・重田・高隈
中央・上別府・柚木原・谷田・
飯屋・大堀・黒坂



谷口 芳久
41-1107

上谷・西原・大浦・郷之原・
今坂・西祓川・新栄・新生



福元 里美
42-5570

野里・高須・浜田・永小原



川崎 守
44-8257

吉ヶ別府・上祓川・祓川



垣内 直人
46-2576

花里・根本原・有武・小薄・
高牧・花岡・海道・白水・古江・
古里・船間・天神・上野・
小野原



森園 浩美
49-2344

星塚・飯隈・萩塚・南・池園・
獅子目



持増 正
44-9017

東原・旭原



細川 健一
090-7293-2896

下祓川・札元・笠之原・新川・
寿・古削城・本町・朝日・向江・
共栄・北田・大手・西大手・
曾田・白崎・打馬・王子



西元 貞幸
090-2212-7431

川東・川西・田崎・永野田・
名貴



中牧 龍次
48-2897

下堀・田淵・横山・大始良



中尾 明德
62-2433

高松・立小野・堂園・馬掛・
新中堀・外堀・共和・更和・
共心・生栗須・平瀬・下之段・
竹下堀・入部堀・東新堀・西
新堀・新栄・東新町・西新町・
東共心・下中・中野・山下



高田 裕幸
63-7688

宮之下・愛ヶ迫・永和・岡
崎上・岡崎西・堅田・鶴亀・
江口迫・上之馬場・上之馬
場下・諏訪下・緑ヶ丘・和田・
下小原南・下小原北・大坪・
白寒水



上穂木 紀順
63-4984

伊集院・花鎌・土持・更栄・
矢柄・上矢柄・上辰喰・辰喰・
栄・上栄・東西・昭栄・共栄西・
共栄中・共栄東・共栄東上・
鳥之巢



鶴田 勉
485-1664

歌丸・宇都・名主段・白別府・
樽久保・諏訪・愛宕・風呂段・
岳野・一番郷・二番郷・西原・
本町・和泉ヶ野・堂平・坂宮・
影吉・上平房



立元 和揮
485-1601

仏山・朝倉・八重山・上方・
下方・辰喰・宮園・久木野々・
上沢津・下沢津・上場団地



有馬 研一
486-0085

柏木・日新・谷田・浮牟田・
徳留・飯屋・福岡・中平房・
下平房・三原・竹下



本村 ヤス子
63-4922

大迫・中山上・中山下・
十三塚・中山原・県営住宅・
大久保段・中宿・塩塚・松
崎・城ヶ崎・下方限・柳谷・
永峯



松元 渡
63-2273

中郷・下大塚原・上大塚原
上・上大塚原下・新大塚原・
星ヶ丘・下南木・中南木・
富ヶ丘中央・吹上田・桜ヶ丘・
平和



矢野 嘉彦
58-5509

門前・鏡原・角野・東原・
上車田・下車田・鈴屋敷・
永山・筒ヶ迫・平瀬・萩崎・
上西目川路・下西目川路・
今吉・堀木田・鷺・白坂・
石場・西迫・新地・中福良



永山 智哉
58-7944

大川・永野牧・神野西・神
野東・市之渡・横井坂・砂ヶ
野・水流・黒羽子・荷掛・木浦・
木場・真戸原・金山・立元・
上苦野・下苦野・苦野・平前・
大牟礼



入佐 哲朗
58-8165

赤野・寒水・寺ヶ迫・持田・中
尾・上町・下町・中町・西横町・
上屋敷・宮前・町園・原田・坂
下・益田・希望ヶ丘・麓中・麓東・
麓西・梅上・梅下・坂元・川上・
名主・池久保・川西中・真角・
川北・茶臼・樋之口・末次・井
神島・論地・原口

「地域計画」の策定が法定化されました

これまで任意で作成されていた「人・農地プラン」に代わって、法律（農業経営基盤強化促進法）の改正により、令和7年3月までに地域ごとに農地利用の将来像を描く「地域計画」を作るよう義務付けられました。「地域計画」は地域の話合いや意向に基づいて作成する必要があります。皆さんで地域農業の将来を考えましょう。

地域計画とは

全国的な高齢化や人口減少の進行により、農地が適正に利用されなくなる懸念が高まっていることから、農地が利用されやすくなるように、農地の集約化等に向けた取組を加速化することが喫緊の課題となっています。

このため、5年先、10年先の地域の農地を誰がどのようにして守っていくのか、将来の農地利用の姿を地域の話合いによって明確にして書面に残し、必要に応じて見直しを行うものです。

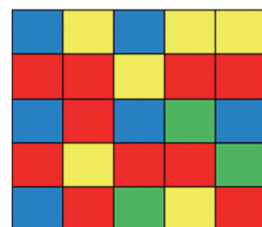
【主な内容】

- 地域における農業の将来の在り方
- 農用地の利用に関する目標
- 地域内の農業を担う者



目標地図とは

右の図は、10年後に目指すべき農地利用の姿を表示した地図です。誰がどの農地を耕作するか、農業者の意向等を踏まえて話し合い活動を重ね、随時変更しながら完成度を高めていきます。



現 状

集約イメージ



目標地図（将来）

地域計画（目標地図）策定の流れ

意向調査（アンケート）の実施

目標地図の素案作成

協議の場の設置～地域での協議（話し合い）

地域計画の策定と公告

※農業経営者や農地所有者の皆様を対象に意向調査の結果を踏まえ、順次地域での協議（話し合い活動）を実施しますのでご協力をお願いします。



夢を持ち農業に打ち込む経営者の皆さんを 編集委員が取材しました。

鹿屋地区



浜洲 充哉さん(35歳)
上野町

上野町を中心にさつまいも等を栽培している浜洲充哉さん(35歳)を訪ねました。浜洲さんは妻と子供さん3人の5人家族です。

最近目立つようになった遊休農地をうまく活用した農業がしたいという思いで農業を始められたそうです。農業用ドローンを活用した農薬散布等スマート農業に取り組みされており、農作業の効率化を図られています。しかしながら、甘藷の植え付けや収穫等まだまだ自動化するのが困難なため苦労が絶えないとの事でした。

今後は作付面積を拡大し、増収益を図りたいとの事でした。

農業用ドローンを用いたスマート農業に取り組むなど、今後は非常に楽しみな農家さんです。新規就農で大変なことも多いでしょうが、頑張ってください。

【取材・写真】

農業委員 榎原 辰夫(鹿屋地区)

輝北地区



新城 敦志さん(26歳)
輝北町平房

輝北町平房地区で
ごぼう、さといも、
さつまいもの露地栽培
に取り組む新城敦
志さん(26歳)を紹介
します。

両親の後継者として
農業を始め、現在
では、ごぼう5ha、
さといも3ha、さつ
まいも2haまで規模
を拡大しています。
農業を始め丸3年が
経ち、雨や気温など

の気候変動や病害虫の発生等苦勞することもあります。豊作で
思った以上の収穫があったときは思わず笑顔になりますと話して
くださいました。ただ、収穫時期などの繁忙期はどうしても休み
が取れないため、体調管理には十分気を付けたいとの事です。

これからの夢を尋ねると、家族協定を結ぶ中、様々な面で家族
で相談をしながら作業を行い、生産コストをできるだけ少なく
く反収を上げ、効率的な経営を目指していくことだそうです。休
日は、体のリフレッシュを図り、陸上を中心としたスポーツを楽し
んでいるとの事でした。

最近では有害鳥獣被害も増えており管理も大変だと思いま
すが、これからは丹精込めて作った野菜を消費者に届けて
ください。

【取材・写真】

農業委員 有村 隆(輝北地区)

地域農業を担う 農業者たち

串良地区



重吉 順一さん(59歳)
串良町細山田

串良町細山田地区で、生産牛15頭、育成牛3頭を飼育されている重吉順一さん(59歳)を訪問しました。

重吉さんは妻と子供1人の3人家族です。

平成30年に会社を早期退職し、父親の後継者として畜産を始めました。獣医師さんや受精師さん、JAの方々色々なアドバイスをくださるので大変助かっているとの事です。前職では、夜遅くまで残業することも多かったですが、今は働きやすいように自分で仕事内容を改善でき、自分のペースで仕事が進められているとの事です。大変な面は、自分の体調が悪くても牛の世話は休めないところです。しばらくは好きな旅行も行けそうもありませんとの事です。

将来の目標については、生産規模的には順調に来ているので、子牛のセリ価格がもう少し上がって、さらに経営が安定するよう改善していきたいとの事です。

後継者として繁殖農家を始め、当初は大変苦勞をされたようです。色々な方の助言を基に努力されており、今後も農業委員として見守っていききたいと思います。

【取材・写真】

農業委員 田村 利秋(串良地区)

吾平地区



大野 慎也さん(34歳)
吾平町

吾平地区で促成ナスの栽培を営む大野慎也さん(34歳)を訪問しました。

大野さんは、祖母、父、母、弟の5人家族で、母、弟と一緒にナスのハウス栽培を行っています。

農業を始めたのは、長く農業のアルバイト経験があり、先輩農家や普及所の方のアドバイス等を受け一人で営農しようと思ったのがきっかけとのことでした。

農業を始めて良かった点は、自分が頑張った分、目に見えて成果として形になるのが良い点だということでした。

反面、天候や気候によってどうしても防ぎきれないことがあったときのリカバリーが非常に大変だとの事です。

将来の目標は、このまま継続してハウス栽培を行い、安定した収量が見込めるようにしたいとの事です。

休日は、ラジオを聞きながら、趣味のプラモデル作りに没頭するのがリフレッシュを図ることの一つですとの事でした。

研究熱心で一生懸命にナスの栽培に取り組まれている大野さん。頼もしい担い手として吾平の農業を引っ張ってもらえると期待しています。いつもスマイルのよかにせどん！

【取材・写真】

農業委員 堀之内 節子(吾平地区)

農業委員会の取り組み

取組1 農業委員会総会の開催

農業委員会では毎月1回、農地法に基づく「農地の売買（賃借）の許可申請」の可否についての審議・決定及び「農地転用許可申請」に対する意見の決定並びに、「農業経営基盤強化促進法」に基づく農用地利用集積計画の決定等を行います。



取組2 農地利用状況・荒廃農地調査の実施

遊休農地の発生防止・解消への取組

8月から9月にかけて、農地法に基づき、管内農地の利用状況調査を実施しました。各委員は担当地区内の農地が適正に耕作されているかなど、利用の状況について目視で確認しました。

調査の結果に基づき、新たに発生した遊休農地の所有者等には、今後の農地の利用意向について調査を行います。



取組3 地域計画策定に係るモデル事業の実施

地域計画策定に係るモデル地域を5地区（川東町和田新田地区、南町山下地区、輝北町上百引浦谷地区、串良町細山田馬掛地区、吾平町麓神野地区）選定し、各地域の農業における現状や課題等、地域の実情を踏まえ将来の地域農業について話し合い活動等を実施しました。

今後、話し合い活動等の結果を踏まえ、将来誰が地域の農業を担っていくのかを決める「地域計画」を策定していきます。



取組4 農地相談所開設

市内の4地区で農業祭が開催され、農業委員会では、農地相談コーナーを開設しました。

農業委員と事務局が農地に関する相談や農業者年金、全国農業新聞の普及推進に取り組みました。



農業委員会からのお知らせ

農地法・農業経営基盤強化促進法の許可に関する 標準事務処理期間等について

申 請 種 類		許可権者	必要日数	締切日
利用権設定	賃借、使用貸借許可	鹿屋市長	概ね 23 日	毎月末日 （閉庁日の場合は 直前の開庁日）
農地法第 3 条	自己所有農地の売買・贈与・貸借 許可	鹿屋市 農業委員会会長		
農地法第 4 条	自己所有農地の転用許可	鹿児島県知事	概ね 55 日	
農地法第 5 条	自己所有以外の農地の転用許可			

農業委員会へ届出が必要な事項について

●農地の相続登記が完了した場合

提出書類

■農地法第3条の3第1項の規定による届出書

- ・権利を取得したことを知った日から、10カ月以内に届け出てください。
- ・届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合、罰則がありますのでご注意ください。

●農地の盛土・削土等の造成工事を行う場合

提出書類

■農地利用（形質）変更届

- ・隣接農地や用水・排水等に影響が及ばないか現地調査を行います。

令和5年4月から農地を取得するための下限面積要件が 廃止されました

これまで、農地を取得するためには一定の面積（鹿屋市では40a）以上を経営する必要がありましたが、農地法の一部が改正され、令和5年4月1日から下限面積要件が廃止されました。

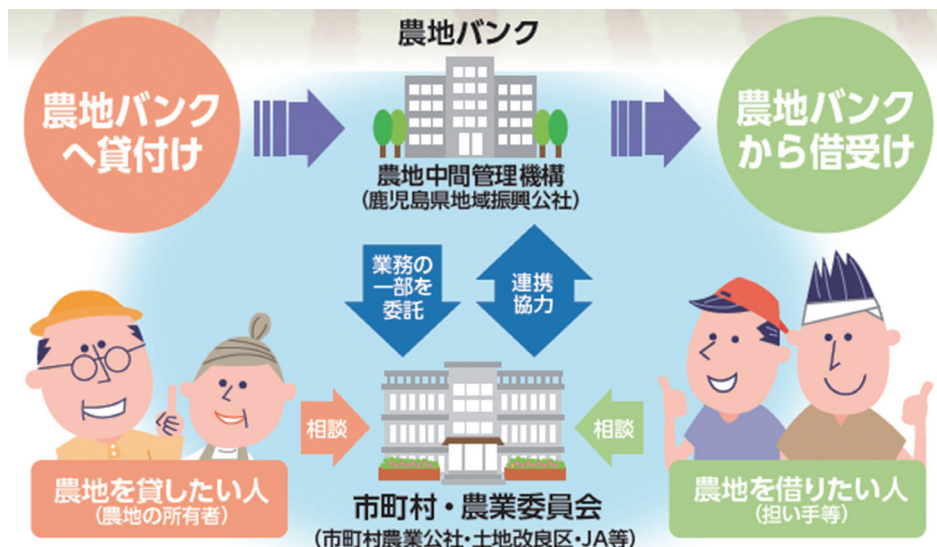
ただし、農地を取得する際に必要となる下記の許可要件は、引き続き満たす必要がありますのでご注意ください。

- 農地のすべてを効率的に利用すること
- 必要な農作業に常時従事すること
- 周辺の農地利用に支障をきたさないこと



※このため、営農計画、農地の利用状況（農機具・技術・労働力等）を調査確認いたします。

安心できる農地の貸し借り 農地バンクにおまかせください ～活用しましょう！農地バンク～



農地バンクは担い手等への農地集積・集約化を推進し、農地の有効活用や農業経営の効率化を図るため創設されました。農地の所有者と耕作者との賃貸契約にあたり、営利を目的としない公的機関が仲介するので、安心して農地の貸し借りを行うことができます。農地バンクに関する詳しい内容については、公益財団法人鹿児島県地域振興公社のHPをご覧ください。下記までお問合せ下さい。

メリット(所有者)

賃借料は農地バンクが決まった時期に所有者の指定口座に振込みます。

担い手等が途中で耕作できなくなっても次の担い手等を農地バンクと市町村等が連携して探します。

農地は契約終了後、必ず所有者へ返還されます。

メリット(担い手)

契約が一本化され、賃借料の口座引落手数料は農地バンクが負担します。

農地を集積・集約することで、農作業の効率化、生産性の向上が図られます。

長期的な営農計画が立てやすく、安定した農業ができます。

- 平成26年度から始まった、農地の貸し借りの方法です。
- 農地バンク（県公社）が各市町村等と連携し、農地の貸し借りを調整します。
- 賃借料は、農地バンク（県公社）が徴収・支払を行います。
- 農地は契約終了後、必ず所有者へ返還されます。（更新も可能です）



詳しい内容は、公益財団法人鹿児島県地域振興公社のホームページ「農地中間管理機構」をご覧ください。下記までお問い合わせください。

- 公益財団法人鹿児島県地域振興公社（鹿児島県農地中間管理機構） ☎ 099-223-0223
- 鹿屋市農政課（電話） ☎ 0994-31-1183

令和5年度 標準賃金

この標準賃金は、法令や規定によるものではなく、強制力はありません。地域により高いところ、安いところがあると思いますので、この表を参考に雇う人、雇われる人が話し合って契約してください。（単価は、消費税は含みません。）

区 分	種 類	単 価	備 考
賃 金	一般賃金（8時間）	7,176 円	県最低賃金が、令和5年10月6日から、時間額 897 円へ改訂（従前時間額 853 円）
耕 賃 (10a 当たり)	耕起のみ	6,000 円	田
	代かきのみ	8,200 円	
	耕起から代かき	16,100 円	
	機械田植え	7,100 円	
	耕起から田植え	23,000 円	
	耕起のみ	5,100 円	畑
	深耕（プラウ）	6,300 円	
	プラソイラー	4,000 円	
	甘藷のツル切り	5,000 円	
水稲	刈取（10a 当たり）	8,000 円	バインダー（ヒモ代込み）
	脱穀（10a 当たり）	8,500 円	ハーベスタ（ヒモ代込み）
		17,000 円	コンバイン（刈取から脱穀まで）
	籾乾燥	1,300 円	バインダー（1袋当たり）
その他 (10a 当たり)	うねたてのみ	6,000 円	
	うねたて、マルチ張り	8,500 円	
	うねたて、マルチ張り、土壌消毒同時作業	11,000 円	
	掘り取り	15,000 円	甘藷・加工用（ハーベスタによる）
		13,000 円	甘藷・澱粉用（ハーベスタによる）
		14,000 円	馬鈴薯（ハーベスタによる）
		6,000 円	甘藷（トラクターによる）
		4,000 円	甘藷（耕耘機による）

令和5年度 実勢農地賃借料金

農地の貸し手・借り手において賃借料決定の参考としていただけるよう、農地法及び農業経営基盤強化促進法により、令和4年1月から12月までに締結（公示）された賃貸借における実勢賃借料水準について、お知らせします。

（面積：10a 当り）

区 分	地 目	内 訳	平均額	最高額	最低額	データ数
鹿屋地域	畑	農用地区域内	10,100 円	33,800 円	3,000 円	497 件
		農用地区域外	9,000 円	15,000 円	3,800 円	36 件
	田（水田）	—	7,800 円	11,100 円	1,000 円	79 件
輝北地域	畑	農用地区域内	4,900 円	5,000 円	3,800 円	68 件
		農用地区域外	5,500 円	7,900 円	3,800 円	18 件
	田（水田）	—	8,000 円	10,300 円	3,700 円	34 件
串良地域	畑	農用地区域内	11,200 円	50,000 円	4,600 円	448 件
		農用地区域外	9,300 円	11,200 円	4,800 円	67 件
	田（水田）	—	11,100 円	21,000 円	3,300 円	197 件
吾平地域	畑	農用地区域内	8,500 円	30,000 円	3,000 円	195 件
		農用地区域外	4,600 円	6,000 円	1,900 円	13 件
	田（水田）	—	10,200 円	15,000 円	1,000 円	265 件

区 分	地 目	内 訳	平均額	最高額	最低額	データ数
鹿屋市全体	畑	農用地区域内	8,700 円	29,700 円	3,600 円	1,208 件
		農用地区域外	7,100 円	10,000 円	3,600 円	134 件
	田（水田）	—	9,300 円	14,300 円	2,300 円	575 件

助成金交付事業

■農用地の有効利用と利用集積を推進するため、一定の要件を満たす対象者には助成金を交付します。

事業名	鹿屋市遊休農地解消対策事業		
対象地域	市内の農振農用地区域内の農地		
対象者	市内に居住している農家等で、他人の遊休農地を農地法又は農業経営基盤強化促進法に基づき、新たに利用権設定又は所有権移転を行う者		
交付要件	① 市内の土地で、地目が田又は畑であること。 ② 新たに、他人から利用権設定又は所有権移転する遊休農地であること。 ③ 自作地と接続する不作付農地又は概ね 10a 以上連続する遊休農地であること。 ④ 自作地と一体的に整備する場合も可能であること。 ⑤ 除伐、プラウ耕、ロータリー耕等により耕作可能な農地とすること。 ⑥ 市税の滞納がないこと。		
助成金の内訳	10a 当たり	助成費限度額	30,000 円
		業者委託	限度額の 1 / 2 以内
		本人整備	限度額の 1 / 3 以内

農業経営の合理化・情報提供活動事業

■農業者年金の加入による農業経営の合理化、全国農業新聞購読による農業情報の提供を推進します。

農業者年金に加入しませんか!!

一人ひとりの農業者を応援する
農業者年金



農業者年金で生涯所得の確保を！

農業者年金は、国民年金に上乗せできる農業者のための公的年金です。

通常加入要件は

- ① 60 歳未満
- ② 国民年金第 1 号被保険者
- ③ 年間 60 日以上農業に従事です。

●保険料は 2 万円から 6 万 7 千円まで加入者が自由に選択できます。(いつでも見直しできます)

※令和 4 年 1 月より 35 歳未満の方は 1 万円からの加入もできます。

●税制面で大きな優遇措置があります。
(支払った保険料は全額社会保険料控除の対象)

※詳細は、鹿屋市農業委員会事務局または J A まで

全国農業新聞を読もう!!

全国農業新聞(昭和 27 年創刊)は、地域農業者の代表機関である農業委員会ネットワークが発行する農業専門紙です。

1 週間の農政の動きや、現場で役立つ栽培技術・流通の情報、魅力的な農家の取組などを幅広く伝え、担い手の皆様の経営発展に役立つ新聞として高く評価いただいております。

令和 2 年 4 月、業界初の紙面オールカラー化に取り組み、より「見やすい」「分かりやすい」新聞へと生まれ変わりました。

1 度手に取っていただき、情報収集のツールとして全国農業新聞をご購読いただければ幸いです。

◆発行日／毎週金曜日

◆購読料／月額 700 円(税・送料込)

見本紙のご用命、購読のお申し込みは農業委員会事務局、各支所産業建設課へ。

全国農業新聞ホームページからのお問い合わせや、メール(gyoumu@nca.or.jp)または FAX(03-3261-5132)でも受け付けています。

編集後記

今年も農業委員会だよりを皆様のお手元に届けることができました。様々な取材等を通じて、農家が厳しい状況下におかれている中、新規で農業を開始される方々もいらっしゃり非常に頼もしく思えました。

この厳しい難局に農業魂を持って皆で乗り越えましょう。

編集委員(榎原辰夫・有村隆・田村利秋・堀之内節子)

事務所	職員数	連絡先
農業委員会事務局	8 人	(代表) ☎ 0994-43-2111 (直通) ☎ 0994-31-1131
輝北総合支所産業建設課	3 人 (兼務)	(代表) ☎ 099-486-1111
串良総合支所産業建設課	3 人 (兼務)	(代表) ☎ 0994-63-3111 (直通) ☎ 0994-63-3114
吾平総合支所産業建設課	3 人 (兼務)	(代表) ☎ 0994-58-7111 (直通) ☎ 0994-58-7257